



下野市雇用奨励金
について

市では、雇用機会の増大と雇用の安定化を図るため、雇用奨励金交付制度を実施しています。

市内にある事業所が対象労働者を常用雇用した場合、事業主に奨励金が交付されます。ぜひご利用ください。

■受給対象者

次の(1)～(5)すべてに該当する事業主となります。

- (1)雇用保険適用の事業主
- (2)1週間当たりの所定労働時間が、既に雇用している被雇用者の1週間当たりの所定労働時間と同程度である対象労働者を、常用雇用者(パートタイマーを除く)として期間を定めず、6か月以上常用雇用している事業主
- (3)対象労働者に対する雇用保険、健康保険、厚生年金に加入している事業主
- (4)対象労働者の雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に解雇した労働者がいない事業主
- (5)市税等に滞納がない事業主

主

■対象労働者

下野市に住所を有し、60歳未満の方で、次の(1)～(4)いずれかに該当する方(ただし、事業主の2親等以内の方を除く)

- (1)公共職業安定所の紹介による離職者
- (2)公共職業安定所の紹介による学校(大学、大学院、短大、専修学校、高校、中学校を含む)を卒業後1年以上正規雇用された経験がない方
- (3)派遣労働者であった方で、当該派遣先の事業所において、雇い入れられた方
- (4)身体障害者手帳の交付を受け、1級もしくは2級に該当する方、または療育手帳の交付を受けている方

■交付対象期間

対象労働者の雇用を開始した日から起算して6か月を経過する日から6か月以内

■交付額

1人につき 20万円
(同一年度内で同一事業主に交付できる額は、100万円まで)

■提出書類について

ホームページをご覧ください。お問合わせください。

■申請・問い合わせ先

商工観光課
☎(48)2112

■森林の所有者届出制度
について

平成24年4月の森林法改正により、新たに森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

■問い合わせ先

農政課
☎(48)2143

■栃木県から説明会のお知らせ
地下水を採取している
みなさまへ

下野市を含む県南部の9市町において、地下水を採取するために一定規模以上の揚水施設(※ポンプ)を設置しているときまたは設置しようとするときに、設置等の届出を必要とする。この条例について説明会を開催しますので、施設を設置されている方、設置を予定されている方は御参加ください。

※ポンプ出口の断面積が6cm²(内径27・6mm)を超えるものが届出の対象となります。家庭用のポンプは通常6cm²以下です。

■日時

5月30日(木) 午後2時

■場所

南河内公民館

■問い合わせ先

栃木県環境保全課
☎028(623)3189

■家族つていいな
第4回モラロジー講演会

私たちは、地域・家族のつながりの中で、支え合って生きています。当たり前を日常を振り返り、よりよい生き方を探してみましよう。

■内容

- ・講演会
- ・テーマ「心のスクラム」
- ・講師 公益財団法人モラロジー研究所社会教育講師
- ・音楽の贈り物
- ・音楽五重奏グリム・ウインズ・アンサンブル

■日時

6月8日(土)
午後1時30分

■会場

グリムの館

5歳未満の託児室を用意します。

■参加料

500円

■主催

小山モラロジー事務所

■問い合わせ先

しもつけ心の会
大塩富美子
☎090(72338)1250